

参酌すべき基準	基準(案)	基準(案)の根拠等
<p>移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令 (平成18年12月18日国土交通省令第115号)</p>	<p>流山市の都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準を定める条例(案)</p>	
<p>(趣旨) 第一条 この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項に規定する都市公園移動等円滑化基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準(国の設置に係る都市公園にあっては同項に規定する都市公園移動等円滑化基準)を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第13条第1項の都市公園移動等円滑化基準を定めるものとする。</p>	
	<p>(定義) 第2条 この条例における用語の意義は、法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「令」という。)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号。以下「規則」という。)及び移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第115号。以下「省令」という。)の例による。</p>	
<p>(園路及び広場) 第三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号。以下「令」という。)第三条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>(園路及び広場) 第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する令第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>	
<p>一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p>	<p>(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p>	
<p>イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、九十センチメートル以上とすることができる。</p>	<p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p>	<p>車椅子の走行に対して、横向きで歩行者がすれ違うことのできる幅とされる120cmを採用する。なお、地形の形状その他の理由で120cmを確保できない場合は、車椅子のみでの通過しやすい幅とされる90cm以上とすることができることとした。</p>

参酌すべき基準	基準(案)	基準(案)の根拠等
ロ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、九十センチメートル以上とすること。	イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。	80 cm以上の幅で通過できるが、車椅子使用者が通過しやすいとされる90 cm以上を採用する。
ハ 出入口からの水平距離が百五十センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	車椅子使用者が回転できる寸法である150 cm以上を採用する。
ニ ホに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	エ オに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	車椅子使用者等が通過する際に、支障となるような段差を設けない。
ホ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を併設すること。	オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を併設すること。	高低差、傾斜といったその土地の地形の状況や景観及び文化財等への配慮から、やむを得ず段差を設ける場合でも車椅子使用者等の通行の支障にならないよう別に傾斜路を併設する。
二 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。	(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。	
イ 幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。	ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。	車椅子同士が行き違いしやすい幅員の180 cm以上とする。 ただし、地形、その他の条件から幅員の180 cm以上確保し難い場合は、車椅子が一回転できる広さを具備したうえで、車椅子と人が横向きにすれ違える幅員の120 cm以上とする。
ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	車椅子使用者等が通過する際に、支障となるような段差を設けない。
ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。	ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。	高低差、傾斜といったその土地の地形の状況や景観及び文化財等への配慮から、やむを得ず段差を設ける場合でも車椅子使用者等の通行の支障にならないよう別に傾斜路を併設する。

参酌すべき基準	基準(案)	基準(案)の根拠等
ニ 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。	エ 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。	縦断勾配が5%以下であれば、車椅子での安全な登坂が可能。地形等での制約がある場合では、車椅子の自力登坂の限界が8.5%であるので、8%以下とする。
ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。	オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。	水溜まりの発生予防のため横断勾配は必要であるが、車椅子で容易に移動できる勾配は1%以下が望ましい。3%以上となると車椅子の安定走行に支障となるので、地形等での制約がある場合でも、2%以下までを許容限界とする。
ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	車椅子走行のためには路面は、滑りにくい状態にあることが求められる。
三 階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。	(3) 階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。	
イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮するとして、手すりを両側に設ける。手すりは、高齢者を中心に具備要望が高い。
ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。	イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。	視覚障害者等の安全性を考慮して点字を張り付ける。
ハ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	ウ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	回り段の内寄りの踏面の幅は狭くなりがちであり、踏み外したときの転落が危惧される。踏面の幅が一定でない階段については、障害者の安全面を考慮して原則設置しないこととする。
ニ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	エ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	滑りが原因の転落を防止するため滑りにくい仕上げを義務づける。

参酌すべき基準	基準(案)	基準(案)の根拠等
ホ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。	オ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。	つまずきの原因となる構造としない。
ヘ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	カ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう両脇に立ち上がり部を設けることで、安全性を確保する。
四 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。	(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。	高齢者、障害者等の移動円滑化のために必要と思われることから傾斜路の併設を規定する。ただし、地形等の状況から傾斜路の設置が困難な場合は、乗降機の設置をもって代えることができる。
五 傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。	(5) 傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。	
イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。	ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。	車椅子の走行に対して、横向きで歩行者がすれ違うことのできる幅とされる120cmを採用する。なお、地形の形状その他の理由で120cmを確保できない場合は、車椅子のみでの通過しやすい幅とされる90cm以上とすることができることとした。
ロ 縦断勾配は、八パーセント以下とすること。	イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。	車椅子の自力登坂の限界が8.5%であるので、8%以下とする。
ハ 横断勾配は、設けないこと。	ウ 横断勾配は、設けないこと。	横断勾配は車椅子使用者を考慮して設けない。 排水勾配は、縦断勾配で確保する。
ニ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	滑りが原因の転落を防止するため滑りにくい仕上げを義務づける。
ホ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場が設けられていること。	オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。	傾斜路の長さが長くなる場合は、途中で昇降中の車椅子使用者等が休憩、加速・減速、方向転換等をするのに必要なスペースを確保する。

参酌すべき基準	基準(案)	基準(案)の根拠等
ヘ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者を始めとした多様な利用者の円滑な利用に配慮して手すりを設ける。
ト 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう立ち上がり部を設けることで、安全性を確保する。
六 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、 <u>令第十一条第二号に規定する点状ブロック等及び令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)</u> その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。	(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、 <u>視覚障害者誘導用ブロック</u> その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。	高齢者、障害者等が安全に移動できるよう、転落のおそれがある場所においては予防処置が必要である。
七 次条から第十一条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成十八年国土交通省令第百十号)第二条第二項</u> の主要な公園施設に接続していること。	(7) 次条から第11条までの規定により設けられた特定公園施設のうち、それぞれ1以上及び主要な公園施設に接続していること。	移動の円滑化に資する園路は、主要な公園施設はもちろん、その他バリアフリーに配慮した公園施設に接続されてこそ役割を果たすことができるので、接続を義務づけする。
(屋根付広場) 第四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	(屋根付広場) 第4条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	流山市が管理する都市公園において、既存の屋根付広場は存在しないが、今後設置されることも想定されるため、予め基準を定める。
一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。	(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。	
イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。	ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。	通路を車椅子で通行しやすい寸法、人が横向きになれば車椅子とすれ違える寸法、杖使用者が円滑に通過できる寸法の120cmとする。地形の状況等でやむを得ない場合は、車椅子が通過できる80cm以上とする。

参酌すべき基準	基準(案)	基準(案)の根拠等
ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	車椅子使用者の円滑な利用を図るため、支障となる段差を設けないこととする。
ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。	ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。	車椅子の通過に支障となる段差をやむを得ず設ける場合は、車椅子が円滑に通過できる傾斜路を併設する。
二 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。	(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。	車椅子使用者が屋根付広場を利用するのに必要とする広さを確保する必要がある。広場の利用目的は様々なので、その広さについて一義的には定めない。
(休憩所及び管理事務所) 第五条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	(休憩所及び管理事務所) 第5条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	高齢者・障害者等の利用に適するよう、休憩所及び管理事務所についての基準を設ける。
一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。	(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。	
イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。	ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。	車椅子で通行しやすい幅員寸法、人が横向きで車椅子とすれ違える寸法、杖使用者が円滑に通過できる寸法も120cm以上とする。なお、地形の状況その他の理由により、やむを得ない場合は、車椅子が通過できる90cm以上とする。
ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	車椅子使用者の円滑な移動を図るため、支障となる段差を設けないこととする。
ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。	ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。	車椅子の通過に支障となる段差をやむを得ず設ける場合は、車椅子が円滑に通過できる傾斜路を併設する。

参酌すべき基準	基準(案)	基準(案)の根拠等
<p>ニ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。 (2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p>	<p>エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p>	<p>戸の幅は車椅子が通過できる寸法の80cm以上とする。また、開閉についても非力で身体不自由な人でも容易にできる構造とする。</p>
<p>二 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p>	<p>(2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p>	<p>車椅子使用者にとって筆談や対話等の利用がしやすい構造とする。</p>
<p>三 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p>	<p>(3) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p>	<p>車椅子使用者の回転などに支障のない広さを確保する。</p>
<p>四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第八条第二項、第九条及び第十条の基準に適合するものであること。</p>	<p>(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合するものであること。</p>	<p>休憩所内に設けられる便所について、1つ以上は高齢者や障害者に配慮したものであることが望ましい。多機能便房の設置基準、便所の基準、便房の基準を満たすものであること。</p>
<p>2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。</p>	<p>管理事務所内に設けられる便所について、高齢者や障害者に配慮したものであることが望ましい。多機能便房の設置基準、便所の基準、便房の基準を満たすものであること。</p>
<p>(野外劇場及び野外音楽堂) 第六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>(野外劇場及び野外音楽堂) 第6条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>流山市が管理する都市公園において、現在のところ野外劇場及び野外音楽堂は存在しないが、今後設置する場合の基準として規定する。</p>
<p>一 出入口は、第四条第一項第一号の基準に適合するものであること。</p>	<p>(1) 出入口は、第4条第1項第1号の基準に適合するものであること。</p>	<p>出入口に関する基準は、類似性質の屋根付広場と同じとする。</p>
<p>二 出入口と次号の車いす使用者用観覧スペース及び第四号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p>	<p>(2) 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第4号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p>	

参酌すべき基準	基準(案)	基準(案)の根拠等
イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、幅を八十センチメートル以上とすることができる。	ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。	通路を車椅子で通行しやすい寸法、人が横向きになれば車椅子とすれ違える寸法、杖使用者が円滑に通過できる寸法の120cmとする。地形の状況等でやむを得ない場合は、車椅子が通過できる80cm以上とする。
ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	車椅子使用者の円滑な移動を図るため支障となる段差を設けないものとする。
ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。	ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。	車椅子の通過に支障となる段差をやむを得ず設ける場合は、車椅子が円滑に通過できる傾斜路を併設する。
ニ 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。	エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。	縦断勾配が5%以下であれば、車椅子での安全な登坂が可能。地形等その他の制約がある場合では、車椅子の自力登坂の限界が8.5%であるので、8%以下とする。
ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。	オ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。	水溜りの発生予防のため横断勾配は必要であるが、車椅子で容易に移動できる勾配は1%以下が望ましい。地形等での制約がある場合には、2%以下までを許容する。横断勾配が3%以上になると、車椅子の安定走行に支障。
ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	カ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	車椅子の走行や高齢者の歩行においてバランスを失って転倒等が生じないように、路面は滑りにくい性状であることを必須とする。
ト 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。	キ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。	高齢者、障害者等が安全に移動できるよう、転落のおそれがある場所においては、予防処置が講じらる。

参酌すべき基準	基準(案)	基準(案)の根拠等
<p>三 当該野外劇場の収容定員が二百以下の場合には当該収容定員に五十分の一を乗じて得た数以上、収容定員が二百を超える場合は当該収容定員に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース(以下「車いす使用者用観覧スペース」という。)を設けること。</p>	<p>(3) 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用観覧スペースを設けること。</p>	<p>流山市が管理する都市公園においては、現在野外劇場はないが、今後整備する場合には、千葉県下における平成23年3月末における肢体不自由者の割合が約1.5%であることから、収容人員200人以下では、車椅子スペースを2%以上、収容人員200人を超える場合は、1%に2を加えた数以上の車椅子スペースを設ける。</p>
<p>四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第八条第二項、第九条及び第十条の基準に適合するものであること。</p>	<p>(4) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第8条第2項、第9条及び第10条の基準に適合するものであること。</p>	<p>野外劇場に設ける便所について、1つ以上は高齢者や障害者に配慮したものであることが望ましい。多機能便所の設置基準、便所の基準、便所の基準を満たすものとする。</p>
<p>2 車いす使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>車椅子使用者の観覧に配慮したスペースを設ける。</p>
<p>一 幅は九十センチメートル以上であり、奥行きは百二十センチメートル以上であること。</p>	<p>(1) 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。</p>	<p>手動車椅子の幅は63cm、電動車椅子の幅は70cmがJIS規格での最大値であり、操作スペースを20cm加味して幅は90cmを基準とする。奥行きは、車椅子のJIS規格最大寸法120cmを基準値とする。</p>
<p>二 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。</p>	<p>(2) 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。</p>	<p>車椅子使用者の円滑な移動を図るため、支障となる段差を設けないものとする。</p>
<p>三 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、さくその他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。</p>	<p>(3) 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。</p>	<p>高齢者、障害者が安全に移動できるよう、転落のおそれがある場所においては、予防処置を講ずる。</p>
<p>3 前二項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。</p>	<p>3 前二項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。</p>	<p>野外音楽堂については、野外劇場と同じ性質の施設と考えられることから、同一の基準とする。</p>

参酌すべき基準	基準(案)	基準(案)の根拠等
<p>(駐車場) 第七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p>	<p>(駐車場) 第七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p>	<p>千葉県下における平成23年3月末における肢体不自由者の割合が1.5%であることから、障害者等が利用する駐車場は、駐車台数200台以下では2%以上、駐車台数200台を超える場合は1%に2を加えた数以上の車椅子使用者向けの駐車場を設けるものとする。</p>
<p>2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>	
<p>一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。</p>	<p>(1) 幅は、350センチメートル以上とすること。</p>	<p>福祉車両の車体用スペースの幅を2.1m程度と想定し、障害者、特に乗降幅の必要な車椅子使用者の乗降が可能となるよう、車椅子使用者が方向転換できるとともに介護者が付き添える乗降用スペース幅1.4mを加えた3.5mを基準とする。</p>
	<p>(2) 第3条の規定により設けられた園路及び広場からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p>	<p>車椅子使用者の身体的負担を軽減するために園路及び広場までのアクセス距離が短くなるようにする。</p>
<p>二 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。</p>	<p>(3) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。</p>	<p>車椅子使用者向けの駐車区画である旨を表示する。</p>
<p>(便所) 第八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>(便所) 第八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>高齢者、障害者等が利用しやすい便所の基準を設ける。</p>

参酌すべき基準	基準(案)	基準(案)の根拠等
一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	(1) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	車椅子の走行や高齢者の歩行においてバランスを失って転倒等を生じないよう路面は滑りにくい性状であることとする。
二 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。	(2) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。	高齢者、障害者等の利用に支障がないように最低限1以上を設置することとした。小便器の受け口の高さは、概ね1人で使う3歳児の平均股下寸法(38cm)以下の35cmとする。
三 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。	(3) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。	高齢者、障害者等の利用に配慮して手すりを設ける。
2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。	2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。	
一 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。	(1) 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。	高齢者、障害者等が安心して利用できる便房を確保する。
二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。	(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。	高齢者、障害者等の利用に配慮した構造の便所であることを規定する。
第九条 前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	第九条 前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。	(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。	
イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。	ア 幅は、80センチメートル以上とすること。	車椅子が通過できる寸法の80cm以上とする。

参酌すべき基準	基準(案)	基準(案)の根拠等
ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	車椅子使用者等が通過する際に支障となるような段差がないこととする。
ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。	ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。	やむを得ず段差が生じる場合は、車椅子が通過できる傾斜路を併設する。
ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。	エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。	高齢者、障害者向けの便房が設けられていることがわかるよう表示する。
ホ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。 (2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。	オ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。	戸の幅は車椅子が通過できる寸法の80cm以上とする。 高齢者、障害者にとって開閉が難しい構造とする。
二 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。	(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。	車椅子使用者が円滑に回転できるスペースを確保する。
2 前条第二項第一号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	2 前条第二項第一号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
一 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	(1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	車椅子使用者等、通過する際に支障となるような段差がないこととする。
二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。	(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。	高齢者、障害者等の利用に適した構造の便増である旨を出入口に表示する。
三 腰掛便座及び手すりが設けられていること。	(3) 腰掛便座及び手すりが設けられていること。	車椅子使用者や足腰が弱く、立ったり座ったり動作が困難な高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう腰掛便座及び手すりを設ける。

参酌すべき基準	基準(案)	基準(案)の根拠等
四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。	(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。	ハンドル式では握力の弱い方、手が不自由な方、高齢者、障害者等にとって使いづらいことから、これらの方々の使用に適した構造とする。
3 第一項第一号イ及びホ並びに第二号の規定は、前項の便房について準用する。	3 第一項第一号ア及びオ並びに第二号の規定は、前項の便房について準用する。	便房の各基準については、便所と同様の性質と考えられることから同基準とする。
第十条 前条第一項第一号イからハまで及びホ並びに第二号並びに第二項第二号から第四号までの規定は、第八条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。	第十条 前条第一項第一号アからウまで及びオ並びに第二号並びに第二項第二号から第四号までの規定は、第八条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。	公園内に便所を設ける場合、そのうち1以上は、高齢者、車椅子利用者等の障害者の利用に適した便房(多機能便所)を設ける必要があることから、その基準を準用する。
(水飲場及び手洗場) 第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。	(水飲場及び手洗場) 第11条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。	高齢者や障害者の利用に適した構造であることを規定する。
2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。	2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。	手洗場については、水飲場と同様の性質と考えられることから、同基準とする。
(掲示板及び標識) 第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	(掲示板及び標識) 第12条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
一 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。	(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。	高齢者及び障害者等の利用に資する構造であることが必要である。
二 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。	(2) 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。	文字の大きさや点字の具備等を一律に規定することは困難であるので、高齢者及び障害者等の利用に資する構造であることを旨として状況に応じた構造をとることとする。

参酌すべき基準	基準(案)	基準(案)の根拠等
2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。	2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。	標識については、掲示板と同様の性質と考えられることから同基準とする。
第十三条 第三条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち一以上は、第三条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。	第13条 第三条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第三条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。	高齢者、障害者が利用しやすい公園とするため、バリアフリーに配慮された特定公園施設の配置を来園した際に目につきやすい場所である園路及び広場の出入口の付近に設けることとする。
(一時使用目的の特定公園施設) 第二条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この省令の規定によらないことができる。	(一時使用目的の特定公園施設の適用除外) 第14条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。	